

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 7 日

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会
新型コロナウイルス感染症対策本部

地域外来・検査センターにおける歯科医師による
PCR 検査（検体採取）について（続報）

日頃より、本会にご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

標記については、4 月 27 日の本会発出文書「歯科医師による新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための鼻咽頭拭い液の採取の実施について」でお知らせしたところです。

歯科医療機関で PCR 検査を実施するなど、誤解を生じさせる報道があったため、同日中に都道府県歯科医師会へ連絡し、誤解が無いよう国民向け HP やメディアにも発信しました。

すでに多くの都道府県において、地域医師会等により標記センターが設置される動きがありますので、本件について改めて下記のとおり整理し、4 月 27 日の続報としてお伝えいたします。

歯科医療機関で PCR 検査（検体採取）が行えないことをふくめ、会員各位への周知について、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 本件については、PCR 検査の実施体制の強化が喫緊の課題となっていることから、口腔領域に知見を有する歯科医師の参加について、国からの強かつ緊急な要請があったものです。そのうえで、歯科医師による PCR 検査のための検体採取については、現行の医師法の解釈との関係について整理が必要とのことから、急遽 4 月 26 日夜に開かれた、厚生労働省「PCR 検査に係る人材育成に関する懇談会」において議論され、時限的・特例的に歯科医師による検体採取を認めることが了承されたものです。

2. この「時限的・特例的」とは、地域医師会等により設置される「地域外来・検査センター」において、なおかつ検査にあたる医師、看護師、臨床検査技師の人材確保が困難な場合を意味します。
3. なお、同センターは、地域医師会等により運営されることから、歯科医師の協力にあたっては、地域行政・医師会・歯科医師会等による協議の場が持たれます。当面は、医師、看護師、臨床検査技師の確保ができていれば、直ちに歯科医師がシフトに加わることはありませんが、この点は協議の場でご確認ください。
4. また、同センターでの検査体制については地域ごとに違いがあり、ドライブスルー方式あるいはウォークスルー方式の採用や、時間帯についても、夕方2～3時間程度の業務に止まるところもあることから、防護衣等の確保や報酬面などと併せ、地域ごとに確認が必要です。
5. また、すでにご承知の通り、歯科医師が検体採取を行うためには、事前に必要な研修を受講することが条件となります。厚生労働省の下で教材が作製（5月20日ごろ完成予定）され、本会はそれができ上り次第、本会Eシステムでの提供、受講者の登録、受講の確認などにあたる予定です。
6. 加えて、本会から厚生労働省に対して、歯科医師が安心して業務に取り組めるような環境を整備することを求めています。

※4月27日 日本会発出文書及び厚労省事務連絡、「地域外来・検査センター運営マニュアル」（4月28日）、日歯 NEWS LETTER 第6号、近日中に厚労省発出予定のQ&A等をご参照ください。